

## 討議資料

## 令和4年度の委員の構成について（案）

## 1. 委員の構成及びオブザーバーの参加

## (1) 愛知県長良川河口堰最適運用検討委員会 委員（敬称略）

座長	こじま としろう 小島 敏郎	愛知県政策顧問 元 青山学院大学国際政治経済学部教授
副座長	すずき てるあき 鈴木 輝明	名城大学大学院総合学術研究科 特任教授
委員	いとう たつや 伊藤 達也	法政大学文学部 教授
委員	いまもと ひろたけ 今本 博健	京都大学 名誉教授
委員	こや やすのり 古屋 康則	岐阜大学教育学部 教授
委員	くらじ こういちろう 蔵治 光一郎	東京大学大学院農学生命科学研究科・教授
委員	とがし こういち 富樫 幸一	岐阜大学地域科学部 教授
委員	ふじい ともやす 藤井 智康	奈良教育大学理科教育講座 教授
委員	むかい たかひこ 向井 貴彦	岐阜大学地域科学部 教授
委員	むとう ひとし 武藤 仁	長良川市民学習会事務局長
委員	にいむら やすお 新村 安雄	環境コンサルタント・映像クリエイター

## (2) オブザーバー

中村 晋一郎（流域治水） 名古屋大学大学院工学研究科准教授  
 蒲 敏哉（環境政策・コミュニケーション） 岩手県立大学総合政策学部教授

## 2. 「防災・流域治水」、「統合水資源管理」、「環境・水産資源」のチームの設置

(1) 検討項目別チームの設置

※中村晋一郎オブザーバー及び蒲敏哉オブザーバーは、暫定配属。要綱改正後に本人の意向を確認のうえ、所属を定める。

1) 防災・流域治水チーム

今本博健委員、蔵治光一郎委員 ※中村晋一郎オブザーバー、

2) 統合水資源管理チーム

伊藤達也委員、富樫幸一委員、武藤仁委員

※蒲敏哉オブザーバー

3) 環境・水産資源チーム

古屋康則委員 鈴木輝明委員 藤井智康委員 向井貴彦委員、  
新村安雄委員

(2) チームにおける検討の方法

1) チームにおいて、チームリーダー及びチームリーダー代理を選出する。

2) チームリーダーは、愛知県の事務局と連携し、チーム会合の開催その他の活動を行い、その進行管理を行う。

3) チームリーダーは、チーム会合を開催するときは、検討事項を示して委員及びオブザーバーに通知する。通知を受けたチームメンバー以外の委員及びオブザーバーは、チームリーダーに連絡して参加することができる。

愛知県長良川河口堰最適運用検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 県民にとって最適な長良川河口堰の運用のあり方について、専門的見地からの知見を充実するため、愛知県長良川河口堰最適運用検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 委員は、任期を1年とし、毎年度、委嘱する。

(座長等)

第3条 委員会に座長及び副座長を置く。

2 座長は委員会を統括する。

3 座長に事故あるときは、副座長が委員会を統括する。

4 座長は、委員以外の者をオブザーバーとして専門部会に参加させることができる。また、座長は、必要と認めるときは、委員以外の者の部会への出席を求めることができる。

5 委員会は、検討項目ごとに検討チームを設置することができる。

6 検討チームに属する委員及びオブザーバー並びに検討チームの運営の方法は、委員会において別に定める。

(所掌事務)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 専門的見地からの知見の集約・整理
- (2) 長良川河口堰庁内検討チームとの意見交換
- (3) その他委員会の運営に必要な事項

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、愛知県建設局水資源課において処理する。

(附則)

この要綱は、平成24年5月14日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年8月31日から施行する。

この要綱は、平成28年2月22日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年5月18日から施行する。

この要綱は、平成30年5月8日から施行する。

この要綱は、令和元年7月31日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年7月 日から施行する。